

新ト協 発 第 1 3 9 号
令和 2 年 1 月 6 日

会 員 各 位

公益社団法人 新潟県トラック協会
会 長 小 林 和 男

令和 2 年新潟県交通安全対策基本方針について

謹啓 あけましておめでとうございます。

昨年中は、交通事故防止対策へのご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、2019年中における新潟県内の交通事故は、発生件数・負傷者数は14年連続で減少し、死者数も前年の102人から93人（前年比－9人）へと減少しました。

しかし、平成16年以降連続して全死者数の半数を超えていた高齢者の割合が72.0%を占め過去最高となったほか、高齢運転者が加害者となった事故の死者数も前年より増加しております。

また、信号機のない横断歩道において、横断歩行者が渡ろうとしている場面で一時停止した車両は36.2%にとどまっていること、飲酒運転による死亡事故が依然として発生していること、チャイルドシートの使用や一般道路における後部座席のシートベルト着用も徹底されているとは言い難い状況にあるほか、事業用貨物自動車が第一当事者となるような交通死亡事故も数件発生しております。

こうした本県の交通事故情勢を踏まえ、新潟県では令和2年の「新潟県交通安全対策基本方針」を別紙のとおり決定しました。

会員各位におかれましては、本年の「新潟県交通安全対策基本方針」を全従業員に周知徹底していただき、本年も交通事故防止にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

（ 担当：適正化事業部 鈴木 ）

令和 2 年

新潟県交通安全対策基本方針

新 潟 県

令和2年新潟県交通安全対策基本方針

新 潟 県

第1 趣 旨

人命尊重を基本理念に、人優先の交通安全思想を普及し、安全で円滑・快適な交通社会の実現を目指すため、令和2年の交通事故防止目標とこの目標達成に向けた交通安全対策の重点等について、基本方針を定めるものとする。

第2 交通事故防止目標に向けた取組方針

令和元年における交通事故は、発生件数・死傷者数の全てが前年より減少したものの、平成16年以降連続して全死者数の半数を超えていた高齢者の割合が昨年は72.0%を占め過去最高となったほか、高齢運転者が加害者となった事故の死者数も前年より増加した。

また、信号機のない横断歩道において、歩行者が渡ろうとしている場面で一時停止した車両は36.2%にとどまっていること、飲酒運転による死亡事故が依然として発生していること、チャイルドシートの使用や一般道路における後部座席のシートベルト着用も徹底されているとは言い難い状況であること等を踏まえ、一層効果的な交通安全対策を推進し、交通事故全体の減少を図ることとする。

については、死者数は「第10次新潟県交通安全計画期間中最少」となるよう取り組むこととする。

第3 交通安全対策の重点

令和元年中における交通事故の発生実態を踏まえ、交通事故防止目標の達成に向けて、次の重点対策を強力に推進し、交通事故の防止を図ることとする。

1 高齢者の交通事故防止

交通事故死者数に占める高齢者の割合は72.0%であり、16年連続で全死者の半数以上を占めている。また、高齢運転者の加害事故による死者数も全死者の40.9%を占めており、高齢者が被害者となる事故の防止とともに高齢運転者が加害者となる事故の防止も大きな課題となっている。

こうした現状を踏まえ、高齢者を取り巻く道路交通環境の整備、運転者に対する高齢者保護意識の醸成、夜光反射材の活用をより一層推進し、高齢者が被害者となる事故の防止に努めるとともに、高齢運転者には、自身の運転能力の自覚を促す取組や心身機能の低下を補うような運転の推奨など、加害事故防止対策に取り組む。

さらに、「いきいきクラブ・チャレンジ100」等の参加・体験型の啓発活動を通じて、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るなど、交通安全教育を一層推進し、高齢者の交通事故防止を図る。

2 歩行者及び自転車の安全確保

高齢者や子どもが被害に遭いやすい歩行中や自転車乗用中の交通事故の抑止に向けて、家庭、学校、地域等と連携し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上などについての指導・広報・啓発活動を一層推進し、交通安全意識の高揚を図る。

また、運転者に対しては、横断歩道での歩行者優先意識の浸透を図るとともに、進行方向に対する安全確認の徹底や安全速度の励行、身体障害者や高齢者等が通行している際の保護意識の醸成を図る。

なお、自転車も加害者となり得る側面があることから、自転車利用者に対しては、車両としての交通ルール遵守について意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等の制度の周知を図る。

3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は人の命に直結する危険で悪質な犯罪であることから、依然として発生している飲酒運転や飲酒運転による事故の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という積極的な広報・啓発活動を展開することにより、運転者等に飲酒運転の危険性・責任の重大性を認識させるとともに、家庭・地域・職場等において飲酒運転根絶意識の醸成を図る。

4 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

自動車乗車中における交通事故死者のシートベルト着用者の割合が半数に満たないことや一般道路における後部座席のシートベルトの着用も徹底されているとは言い難いこと、また、チャイルドシートの使用率も全国平均と比較し、依然として低い状況にあることから、各季の交通安全運動等を通じ、指導・広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、交通安全教育を一層推進し、全座席でのシートベルトとチャイルドシート着用の徹底を図る。

第4 交通安全対策の推進方法

県、市町村及び交通安全関係機関・団体は、相互の連携を密にして、推進体制の確立を図るとともに、交通安全対策の推進に当たっては、計画段階から広く県民の声を反映させ、それぞれの地域特性に応じた広報・啓発や参加型の交通安全教育、街頭指導及び道路交通環境の整備等、効果的な交通安全対策を推進する。

第5 交通安全運動の実施

各季の交通安全運動の実施に当たっては、各機関・団体の実態に即した実施要領を定め、効果的な交通安全運動を展開する。

1 全国運動

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 春の全国交通安全運動 | 4月6日(月)～4月15日(水) |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | 4月10日(金) (予定) |
| (2) 秋の全国交通安全運動 | 9月21日(月)～9月30日(水) |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | 9月30日(水) (予定) |

2 県の運動

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 横断歩行者を守る交通事故防止運動 | 3月1日(日)～3月10日(火) |
| (2) 夏の交通事故防止運動 | 7月22日(水)～7月31日(金) |
| (3) 高齢者交通事故防止運動 | 10月1日(木)～10月31日(土) |
| (4) 冬の交通事故防止運動 | 12月11日(金)～12月20日(日) |
| (5) 交通死亡事故多発警報 | 発令の日から10日間(詳細は別に定める) |

3 その他

- | | |
|--------------------------------------|---|
| (1) 安全運転・チャレンジ100 | 9月23日(水)～12月31日(木) |
| (2) いきいきクラブ・チャレンジ100 | 9月23日(水)～12月31日(木) |
| (3) 県民交通安全フェア ～交通安全県宣言記念行事～ | 7月14日(火) 新潟テルサ |
| (4) 交通安全家庭の日「家族で話そう、みんなの交通事故防止」毎月10日 | ・歩行者の安全確認
・自転車のルール遵守
・自動車の「不注意」防止 |
| (5) 自転車安全月間 | 5月1日(金)～5月31日(日) |

新潟県交通安全スローガン(通年スローガン)

未来へとどけ！ 願いのかけはし 交通安全



新潟県交通安全マスコット
「交通ルルちゃん」

毎月10日は「交通安全家庭の日」
「家族で話そう、みんなの交通事故防止」

- ・ 歩行者の安全確認
- ・ 自転車のルール遵守
- ・ 自動車の「不注意」防止